

特定都市河川について

- 1 気候変動と流域治水の関連性
- 2 特定都市河川について

宮崎県河川課

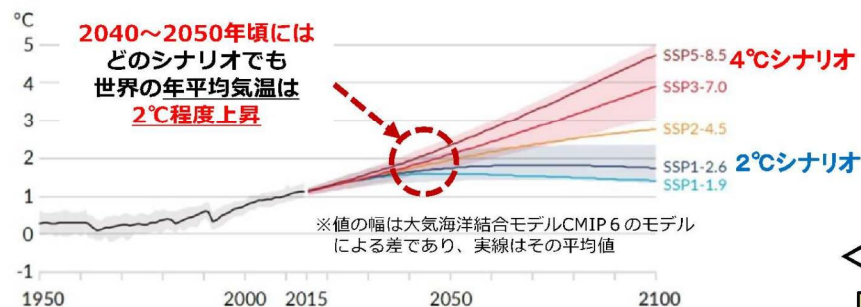
気候変動のスピードに対応した「事前防災対策」の加速化

○整備を越えるスピードで進行する気候変動に対応するため、気候変動適応型の治水対策への転換が必要

【背景・課題】

- ・災害の発生状況やIPCC の評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられ、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応する必要

<1850年～1900年に対する世界平均気温における各シナリオごとの予測>



出典: AR6 Climate Change 2021: The Physical Science Basis Summary for Policymakers

2℃上昇※ケースにおける降雨量の変化倍率

北海道北部、北海道南部	1.15
その他地域	1.1



※パリ協定(気候変動に関する国際的枠組み)における
将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標を前提とした場合の算定結果

<参考>降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

【取組方針】

○将来の気候変動の影響による降雨量の増加等を考慮した治水計画に見直すとともに、流域全体でハード・ソフト一体になってあらゆる対策を総動員する治水対策へ転換が必要

気候変動を踏まえた計画へ見直し

○治水計画を、「過去の降雨実績に基づく計画」から
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

※ 世界の平均気温の上昇を2℃に抑えるシナリオ（パリ協定が目標としているもの）

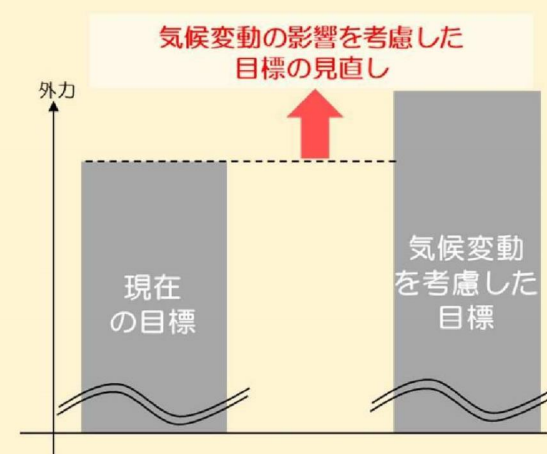
気候変動 シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))
2℃上昇相当	約1.1倍



降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な 傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする洪水規模（1/100～1/200）の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



「流域治水」の基本的な考え方

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や雨水貯留浸透施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔県・市・企業・住民〕

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留・遊水

〔国・県・市・利水者〕

治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

〔国・県・市〕

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

河川区域

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

〔国・県・市〕

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

〔県・市・企業・住民〕

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

〔国・県・市〕

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興 のための対策

土地のリスク情報の充実

〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

氾濫域

避難体制を強化する

〔国・県・市〕

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業・住民〕

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業・住民〕

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕

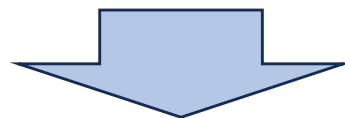
官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕

排水門等の整備、排水強化

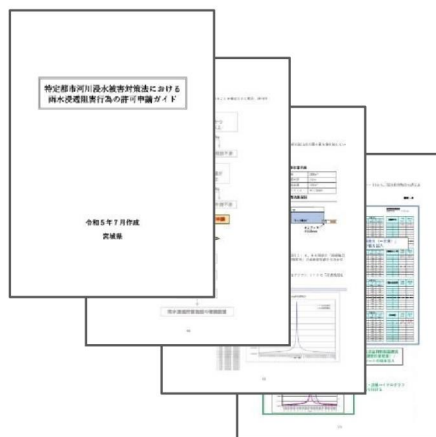
- 流域治水を効果的に進めていくためには、法的バックアップや財政支援が不可欠
- 法的バックアップや財政支援の新規施策は、ほとんどが「特定都市河川」の指定を前提としたものとなっている
- 流域治水を実践していくためには、必須ではないが、ある程度「特定都市河川」の指定は視野に入れておいた方がベター



「特定都市河川」の概要と受けられる法的バックアップ、財政的支援（新規施策）の紹介



特定都市河川ポータルサイト（国土交通省）



審査・申請に関する技術指針等資料

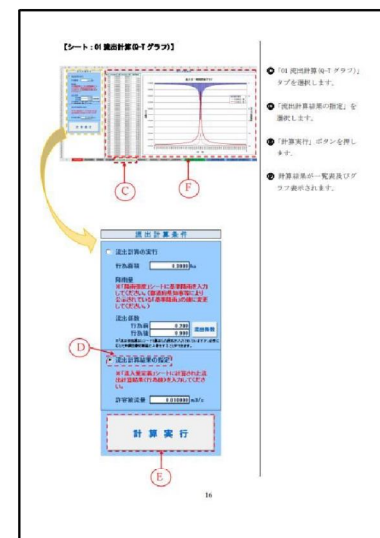


リーフレット、パンフレット等

調整池容量計算システム （Microsoft Excel 版） ユーザーズマニュアル

Ver 2.0

令和5年10月



調節池計算システム

特定都市河川について

(令和7年1月28日時点)
特定都市河川浸水被害対策法の
平成16年5月施行以降、
30水系382河川 が指定済み

改正法の
令和3年11月改正全面施行以降、
22水系318河川 が指定済み
➤ 令和5年度の指定数は過去最多

指定済み 30水系382河川

法改正後 22水系318河川 約4年間

(令和3年11月1日 改正法全面施行)

R3年度 1水系 18河川

R4年度 4水系 86河川

R5年度 13水系159河川 過去最多

R6年度 9水系 55河川

約17年間

法改正前 8水系64河川

(平成15年6月11日公布)
(平成16年5月15日施行)

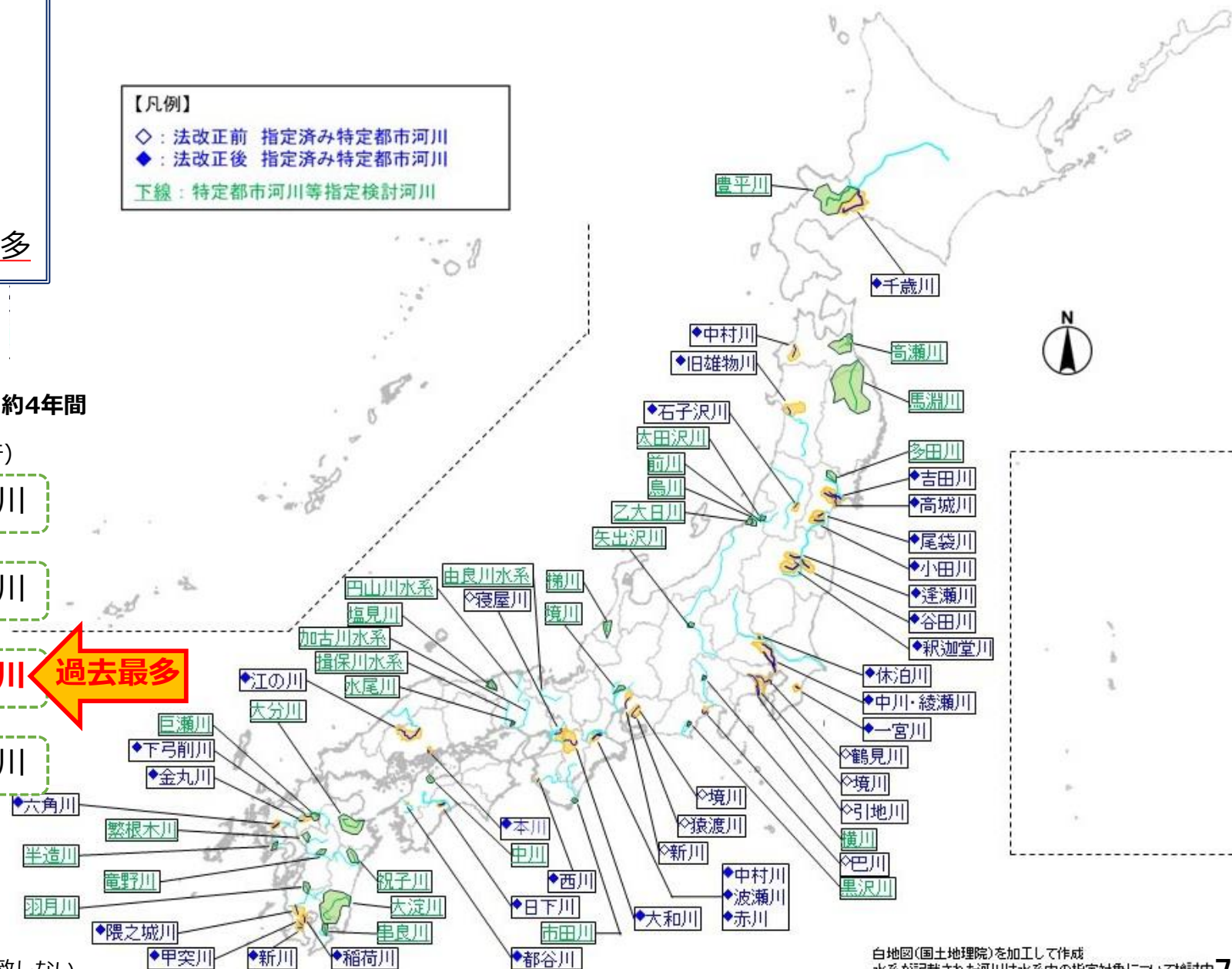
特定都市河川の取組状況 (令和7年1月28日時点)

【凡例】

◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川

◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川

下線 : 特定都市河川等指定検討河川



8

【必須】雨水浸透阻害行為の許可

○ 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。

※都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満とする範囲内で別に定めることができる。

以下のような、雨水浸透阻害行為(1,000m²以上の場合)を行う際には…

例えば 耕地など締め固められていない土地
に建物を建てる



例えば 耕地など締め固められていない土地
に駐車場を作る



例えば 林地など締め固められていない土地
に運動場を作る



例えば 原野など締め固められていない土地
に資材置場を作る



流出抑制対策が必要です。



雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ

〔解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン〕

表 6-3 許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲	関係条文
(1) 通常の管理行為、軽易な行為	法第30条ただし書
1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為	令第7条第1号
a) 農地を保全する行為	
イ) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為	
ロ) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
ハ) 地表面を全体的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
ニ) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設 ハ) に掲げるものに限る。) を復旧する行為	
ホ) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路(拡幅の場合を除く。)又は地すべり防止施設 ハ) に掲げるものに限る。) を復旧する行為	
b) 林地を保全する行為	
イ) 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道(一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。)の新築及び改築	
ロ) 作業道の開設	
ハ) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施(災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全体的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う工事を除く。)	
ニ) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施	
2) 既に舗装されている土地において行う行為	令第7条第2号
3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為 (当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)	令第7条第3号
4) その他(農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等)	
(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	法第30条ただし書
一 (3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い	
流域水害対策計画に基づいて行われる行為	法第30条本文

(iv) その他

農業用のビニールハウスやガラスハウスの設置が、農地法(昭和27年法律第229号)上の農地として取り扱われる場合については、法第30条ただし書に規定する通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当する。

また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設については、法第30条第2号に規定する土地の舗装に該当するものとして、許可を要する。

【解説】

従前から農地であった場所で農業用のビニールハウスやガラスハウスを設置する場合は、行為後においても農地であると都道府県農地担当部局又は農業委員会によって判断される場合に限り、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当するとして、許可対象としていない。

また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設(図6-7参照)については、法第30条第2号に規定する「土地の舗装」に該当するものとして、許可を要することに留意する。



図 6-7 底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示: 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)

		行為前の土地利用											
		告示別表1 (宅地等)					告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		別表5 (別表1～3以外の土地)		
		宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、運動場類※	締固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類
行為後の土地利用	宅地	宅地等における行為は法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定により舗装された土地における行為は許可を要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更				
	池沼・水路・ため池												
	道路												
	鉄道線路												
	飛行場												
	コンクリート (法面除く)								法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)				
	コンクリート (法面)												
	ゴルフ場、運動場類※								令第8条第1号に該当しない		令第8条第1号に該当する行為		
	締固められた土地								令第8条第2号除外規定により該当しない		令第8条第2号に該当する行為		
	山地	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない											
人工植生法面													
林地・耕地・原野類													

法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない

法第30条第1号に該当する行為
宅地等にするために行う土地の形質の変更

宅地等における行為は
法第30条各号に規定する
雨水浸透阻害行為に該当しない

令第7条第2号
の規定により
舗装された土地
における行為は
許可を要しない

法第30条第2号に該当する行為
土地の舗装
(コンクリート等の不透水性の
材料で土地を覆うこと)

令第8条第1号に
該当しない

令第8条第1号
に該当する行為

令第8条第2号除外規定に
よって該当しない

令第8条第2号
に該当する行為

流域治水対策等の主な支援事業集

流域治水対策等の 主な支援事業集

2024



令和6年4月

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議



特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業制度の概要等

特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域における浸水被害の防止のための河川の整備、雨水貯留浸透施設整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することにより、早期に治水安全度の向上を図るものである。

・特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において実施する、以下のいずれかの要件に該当するもの。

- (1) 令和9年度までに新たに流域水害対策計画を策定するものであること。
- (2) 特定都市河川に指定済みの河川であって、令和9年度までに流域水害対策計画を変更するものであること。

・流域水害対策計画で定められた次の(1)から(4)のいずれかに該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。

- (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川において実施する河川改修事業
- (2) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
 - ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

○ 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備事業

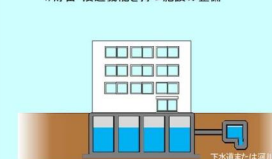
(4) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業

事業制度の概要等

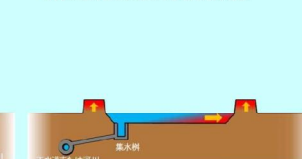
(2) 雨水貯留浸透施設整備イメージ

1) 貯留・浸透機能を持つ施設の整備



例：地下貯留施設の整備

2) 既設の調整池、池沼又は溜め池の改良



例：調整池の整備・改良

(3) 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備イメージ



(4) 貯留機能保全区域の指定と併せた排水施設の整備イメージ

○ 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水の支援



(5) 宅地嵩上げ等もしくは家屋移転イメージ

○ 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域内の宅地嵩上げ等
もしくは家屋移転の支援（なお、詳細な運用については、別途定めるものとする）



※ 河川敷側が1階の戸口より1m以上たけ、家屋の移転を行う場合は、河川敷側の1階の戸口より1m以上とする。